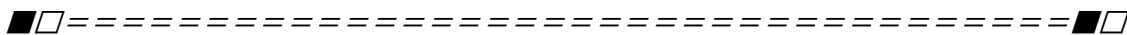


★☆☆

**消費生活ほっとニュース 第70号 令和4年1月10日発行**

★☆☆



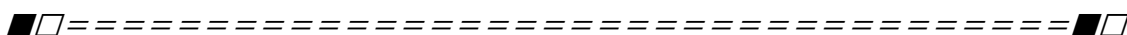
◇◆INDEX◇◆

- 1. 「こんなはずじゃなかった」??
 

～美容やエステの契約は、確認して理解して納得して～
- 2. 「SNSで誘われて…もしかして悪質商法かも！」
 

1～3月は若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間です!
- 3. 《募集》消費生活講座
 

『ポチっとする前に知っておきたい! シニア世代のためのネットトラブル対策』



【相談事例】



《事例1》

無料動画サイトで脱毛のお試し980円という広告を見て、エステ店に出向いた。施術後に担当者から継続して通うことを勧められ、今日契約すれば割引になると言われた。2年間通い放題で24万円。月に2回通うのが目安と言われたので48回通えるのだと思い、クレジット契約をした。2回施術を受けたところで、毎月の支払いが大変だと感じた。解約しようと思い契約書を見してみると、2年間通い放題とあるものの、1回4万円、6回施術契約と書いてあり驚いてしまった。(20歳代男性)

《事例2》

2か月前、美容情報サイトを見て、バストアップのお試し施術を受けることにした。お試し施術当日に継続するよう勧められ、20回で50万円のコースなら通常の施術より1回あたりの単価が1万円近くも安くなることや、きれいな下着のプレゼントもあると言われ、契約することにした。7回通ったが説明された効果がなかったため解約を申し出たところ施術7回分を通常の単価として、プレゼントの下着の代金を加えて清算すると言われた。納得できない。(20歳代女性)



【ここに注意!】

**其契約内容をよく確認し、よく理解して、慎重に契約しましょう!其**

脱毛や痩身などのエステティックの施術は、自分に合うものかどうかまずは試してみたいと思う人が多いようです。そんな時に、安価な「お試し体験」という広告は魅力的に映ります。相談の中には、お試し体験施術後に継続して施術することを勧められ、「今日契約すれば割引」「通い放題」と言った言葉に惹かれて、金額や回数をよく考えずに契約してしまっただという人が多くみられます。中には、「通い放題」「〇〇回施術が受けられる」と

言われて契約したのに、たとえば 30 回と言われたのに契約書には「6 回分が有料で 24 回分がサービス」といったように、説明とは違う内容で契約書に記載されている場合もあります。

契約するときは、自分が受けられる施術の内容や回数、契約期間、解約条件について契約書及び店の人に確認し、よく理解してから慎重に契約しましょう。

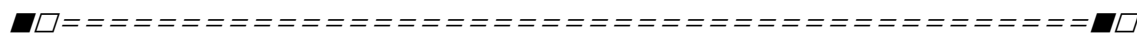


**美容等の施術は、契約内容だけでなく、  
施術結果(効果)についてのトラブルにも注意が必要です**

広告の写真やシミュレーションを見て、美しくなれる、悩みを解決できると思っても、自分の思ったとおりになるとは限りません。施術の内容や個人の体質などによって、効果が感じられなかったり、自分の期待と異なる結果になることもあります。美容等の契約代金は、施術サービスへの対価です。「効果が感じられない」「仕上がりに不満」といった相談も消費生活センターにも寄せられていますが、解約はできても返金が難しいケースが多くなっています。十分な説明を受け、よく考え、納得したうえで契約しましょう。



<出典>くらしに関わる東京都の情報サイト「東京くらし web」



**【お知らせ】 「SNS で誘われて…もしかして悪質商法かも！」  
1~3 月は若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間です！**



消費者被害は自分には関係ない、と思っていませんか？最近では、SNS を悪用して近づき親しくなったと思込ませて高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。悪質商法などのトラブルは身近に潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。被害にあっても、恥ずかしがったり、自分に落ち度があると感じて相談せずにあきらめてしまう人も多いようです。

困ったら、一人で悩まず、すぐお近くの消費生活センターへご相談ください。

**【若者を狙うこんな手口に注意！】**

<手口1> SNS で知り合った人に、「スキルアップになる」「将来成功できる」などとオンラインサロンの入会を勧められ、高額な契約をさせられる。

<**手口2**>先輩から「簡単に儲かる」と投資のノウハウが入った USB 教材の購入を勧められる。友人を誘えば紹介料も入ると言われ、学生ローンで借りて契約するが、全くもうからず、借金だけが残る…。

■□=====■□

**【募集】消費生活講座**

**「ポチっとする前に知っておきたい！シニア世代のためのネットトラブル対策」**

**講師：原田由里 氏（一般社団法人ECネットワーク 理事）**

☆定期購入などのネット通販等に関する消費者相談が依然として多く寄せられています。

契約時に気を付けたいポイントや、消費者トラブルを未然に防ぐための注意点を学びます。



日時…令和4年1月28日（金）午後2時～4時

場所…IKE・Biz としま産業振興プラザ 6階多目的ホール

申込み先…消費生活グループ

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4階  
生活産業課 消費生活グループ

※申込みは葉書、電話、FAX、e-mail で 1月14日必着です。

☎ 4566-2416、FAX 5992-7024、e-mail [A0014308@city.toshima.lg.jp](mailto:A0014308@city.toshima.lg.jp)

・定員 50名（応募者多数の場合は抽選となります）

■□=====■□

★困ったときは、すぐに相談！ **局番なし 188（消費者ホットライン）**

☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「**豊島区消費生活センター**」で受け付けています。

**【相談専用電話】03-3984-5515** ☆詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

<注意>このアドレスは配信専用のため、返信いただいても対応することができません。

★発行・問い合わせ先：豊島区消費生活センター TEL：03-4566-2416

■□=====■□